

令和 7 年 11 月 20 日

令和 7 年第 11 回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和7年11月20日

令和7年第11回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第33号	教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認について	3
議第34号	令和7年度守山市一般会計補正予算（第6号）のうち教育委員会所管の予算案 に関する意見について	4
議第35号	令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算案（第1号）に関する意見に ついて	7
議第36号	守山市附属機関設置条例案に関する意見について	9
議第37号	守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例案に関する意見について	10
議第38号	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について ・・・・・・・・・・・・	14
議第39号	守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例案に関する意見について	30

教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認（議第33号関係）の説明について

本事業地は、守山小学校敷地に民地5筆があり、昭和38年から現在まで、賃貸借契約している土地です。平成に入り、相手方から契約解除および土地の返還請求がなされました。裁判の結果、平成27年に和解に至っており、その和解条項に基づき、3年ごとの賃貸借契約の価格改定を行っています。令和7年度は、その3年ごとの改定時期であり、昨年12月に顧問弁護士に相手方との折衝についての進め方の確認をしていたところ、相手側の代理人を通じて、売却の意向の旨が示されたことから、賃料の改定と合わせて、用地取得に向けて、交渉を進めてきました。

今般、鑑定評価に基づく価格提示を行ったところ、相手方から契約したい旨の意思表示があったことから、小学校用地について、長期間に亘る賃貸借を行っている現状を解消し、今後の安定かつ継続的な使用を可能とするため本事業地の取得を行うものです。

1 対象物件

(1) 対象土地の概要

所在地	現況地目	面積(m ²)
勝部一丁目乾堂151番3	畠	191.73
勝部一丁目乾堂151番3	山林	79.33
勝部一丁目西浦四155番	山林	198.34
勝部一丁目西浦四156番3	宅地	350.41
勝部一丁目西浦四156番4	宅地	79.33
(合計)		899.14



2 取得価格

70,140,000円

$$(78,000 \text{ 円} / \text{m}^2) \times 899.14 \text{ m}^2 = 70,132,920 \text{ 円} \approx 70,140,000 \text{ 円}$$

※不動産鑑定による価格

3 今後のスケジュール

令和7年10月 土地売買契約締結

令和7年11月 第一回代金の支払い

令和7年12月 所有権移転、登記完了、第二回代金の支払い

歳 出

款10 教育費 項1 教育総務費				(単位：千円)								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要		
				特定財源			一般財源	区分		[] 内は事業額の財源内訳		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				[] 内は事業額の財源内訳		
3 教育指導費	369,173	1,438	370,611			1,876	△ 438	27 繰 出 金	1,438	繰出金	11 教育情報化推進事業費 0 [その他 △438] 13 育英奨学事業特別会計繰出金 1,438 [その他 1,438]	
計 (項)	668,692	1,438	670,130			1,876	△ 438					

款10 教育費 項2 小学校費				(単位：千円)								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要		
				特定財源			一般財源	区分		[] 内は事業額の財源内訳		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				[] 内は事業額の財源内訳		
1 学校管理費	541,046	4,796	545,842				4,796	14 工事請負費	4,700	工事請負費 4,700	2 小学校施設維持管理補修費 4,796 [一般財源 4,796]	
2 教育振興費	58,976	0	58,976			111	△ 111	17 備品購入費	96	備品購入費 96	2 小学校教育教材備品購入費 0 [その他 111] [一般財源 △111]	
計 (項)	600,022	4,796	604,818			111	4,685					

款10 教育費 項3 中学校費				(単位：千円)								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要		
				特定財源			一般財源	区分		[] 内は事業額の財源内訳		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				[] 内は事業額の財源内訳		
1 学校管理費	538,326	625	538,951				625	17 備品購入費	625	備品購入費 625	1 中学校管理運営費 625 [一般財源 625]	
2 教育振興費	71,294	0	71,294			11	△ 11				1 中学校教育振興事業費 0 [その他 11] [一般財源 △11]	
計 (項)	609,620	625	610,245			11	614					

款10 教育費 項5 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳		
				特定財源			一般財源	区分				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
2 文化振興費	301,607	0	301,607			637	△ 637			6 ルシオール アート キッズ フェスティバル開催事業費 [その他 637] [一般財源 △637]		
6 図書館運営費	245,244	0	245,244			234	△ 234			4 図書等整備事業費 [その他 234] [一般財源 △234]		
計 (項)	862,835	0	862,835			871	△ 871					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
学校ネットワーク機器総合保守事業	4,500	—	—	令和7年度から 令和9年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
小中音楽会バス借上料	1,000	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
森林環境学習「やまのこ」事業 バス借上料	4,147	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	2,493	1,654
園外保育バス借上料	3,000	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
小学校体育祭事業バス借上料	858	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
学校給食賄材料費（令和8年4月分）	41,700	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	41,700	—

議第35号 令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）《令和7年12月定例月会議提案》

歳入

款2 繰入金 項1 一般会計繰入金						(単位：千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	7,660	1,438	9,098	1 一般会計繰入金	1,438	1 一般会計繰入金 1,438
計 (項)	7,660	1,438	9,098			

款2 繰入金 項2 育英奨学基金繰入金						(単位：千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 育英奨学基金繰入金	7,380	△ 3,060	4,320	1 育英奨学基金繰入金	△ 3,060	1 育英奨学基金繰入金 △ 3,060
計 (項)	7,380	△ 3,060	4,320			

歳出

款1 育英事業費

項1 育英事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳		
				特定財源			一般財源	区分				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
1 育英事業費	21,500	△ 1,622	19,878			△ 1,622		20 貸付金	△ 3,270	貸付金 △ 3,270	1 育英奨学資金貸付事業費 △ 3,270 [その他 △3,060] [一般財源 △210]	
計 (項)	21,500	△ 1,622	19,878			△ 1,622		24 積立金	1,648	積立金 1,648	2 基金積立金 1,648 [その他 1,438] [一般財源 210]	

守山市附属機関設置条例案（議第36号関係）の説明について

地方自治法に基づく本市の附属機関の設置に関し、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするもので、その概要は次のとおりです。

1 制定概要

- (1) この条例により本市に設置する附属機関を定める。(第2条、別表第1および別表第2関係)
- ア 法律に基づく附属機関について、執行機関ごとに設置する機関を定める。
 - イ 執行機関は、担任する事務に応じて附属機関を設置できるものとし、その事務類型ごとの附属機関を定める。
 - ウ 特定の行政課題を調査審議するため、緊急または臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則その他規程で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置することができるものとする。
- (2) 執行機関は、執行機関の規則その他の規程で定めるところにより、特定または専門の事項について調査審議するため、当該附属機関の委員で構成する部会等を置くことができるものとし、その決議に当たっては、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができます。（第3条関係）
- (3) 附属機関の組織、運営その他必要な事項については、執行機関が定めるものとする。
(第4条関係)

2 施行期日等

- (1) 施行期日
令和8年4月1日から施行する。（付則第1項関係）
- (2) 経過措置
この条例の施行の際、現に附属機関に相当する合議体の委員である者は、この条例による附属機関の委員として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において委員の任期は、従前の合議体の委員としての残任期間相当の期間とする。（付則第2項関係）
- (3) 守山市景観条例の一部改正
守山市景観審議会に係る字句の修正（付則第3項関係）
- (4) 守山市水防協議会条例の一部改正
引用条項ずれの整備（付則第4項関係）

守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（議第37号関係）の説明について

令和7年度守山市特別職報酬等審議会における給与等の額の改定の答申および全庁的な附属機関等に関する見直しを踏まえ、守山市特別職の職員で非常勤の職員の報酬の額の改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

特別職の職員および報酬の額を次のように改める。（別表の改正規定関係）

区分		改正前	改正後		
教育委員会	委員	月額 41,100円	月額 42,300円		
選挙管理委員会	委員長	月額 32,700円	月額 33,600円		
	委員	月額 26,800円	月額 27,600円		
公平委員会委員		日額 6,000円	日額 6,500円		
監査委員	議會議員のうちから選任された者	月額 41,100円	月額 42,300円		
	議見を有するもののうちから選任された者	月額 82,000円	月額 84,400円		
農業委員会	会長	月額 47,000円	月額 48,400円		
	副会長	月額 40,100円	月額 41,300円		
	委員	月額 37,100円	月額 38,200円		
固定資産評価審査委員会委員		日額 6,000円	日額 6,500円		
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する額			
投票所の投票管理者					
期日前投票所の投票管理者					
開票管理者					
投票所の投票立会人					
期日前投票所の投票立会人					
開票立会人					
選挙立会人					
臨時選挙管理委員		日額 5,500円	日額 6,000円		
表彰審議会委員		日額 5,000円	日額 6,000円		
情報公開審査会委員					

個人情報保護審査会委員
指定管理者候補者選定委員会委員
防災會議委員
水防協議会委員
国民保護協議会委員
交通安全対策會議委員
災害弔慰金支給審査会委員
住居表示審議会委員
市民参加と協働のまちづくり推進會議委員
人権尊重のまちづくり審議会委員
地域総合センター運営審議会委員
男女共同参画審議会委員
総合計画審議会委員
特別職報酬等審議会委員
公務災害補償等審査会委員
公務災害補償等認定委員会委員
いじめ問題等対策連絡協議会委員
社会教育委員
公民館運営審議会委員
青少年問題協議会委員
図書館協議会委員
文化財保護審議会委員
子ども・子育て會議委員
民生委員推薦会委員
国民健康保険運営協議会委員
介護保険運営協議会委員
障害者施策推進協議会委員
市営住宅運営委員会委員
環境審議会委員
廃棄物減量等推進審議会委員
農業指導所運営協議会委員

企業立地審査会委員	
建築審査会委員	
特定旅館建築審査会委員	
都市計画審議会委員	
景観審議会委員	
顧問	市長が定める額
参与	
行政事務嘱託員	
農政事務嘱託員	
統計調査員	
行政不服審査会委員	
退職手当審査会委員	
いじめ問題第三者調査委員会委員	
要保護児童対策協議会委員	
介護認定審査会委員	
障害支援区分認定審査会委員	
予防接種健康被害調査委員会委員	
農業経営基盤強化促進地域計画検討会委員	
地域公共交通活性化協議会委員	
地域公共交通運賃協議会委員	
スポーツ推進委員	
障害者相談員	
産業医	
保健衛生嘱託医	
保健衛生薬剤師	
保健指導医	
生活保護嘱託医	
保育園医	一般園医
	歯科医
児童発達支援センター嘱託医	
議会議員政治倫理審査会委員	任命権者が市長と協議して定める額

いじめ問題調査委員会委員	
監査専門委員	
学校給食運営協議会委員	
学校保健指導医	
学校医	一般校医（内科）
	専門医（眼科、耳鼻咽喉科）
学校歯科医	
学校薬剤師	
計画策定・推進委員会委員	市長が定める額または任命権者が市長と協議して定める額
事業者等選定委員会委員	
市有財産運用者等選定委員会委員	
補助金等交付対象等選定委員会委員	
委員・事業対象者等選定委員会委員	
優秀作品等選考委員会委員	
臨時の附属機関の委員	

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案（議第38号関係）の説明について

守山市財政改革プログラムに基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料および手数料等について見直し等を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 守山市使用料および手数料条例の一部改正（第1条関係）
許認可申請等に係る根拠法の引用条項ずれの整備
- (2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正（第2条関係）
ア 美術展覧会出品手数料の改正（第2条第3号の改正規定関係）
(ア) 1点につき、720円から1,000円に改める。
(イ) 出品する年度の4月1日現在で満15歳以上18歳未満の者または高等学校もしくは特別支援学校高等部に在籍する者は手数料を無料とする。
イ 各種証明等の交付手数料および公文書の閲覧手数料の改正（第2条第4号の改正規定関係）
各種証明等の交付手数料および公文書の閲覧手数料を「300円」から「350円」に改める。
ウ 速野会館電気自動車用急速充電器使用料の削除（第2条第49号の改正規定関係）
エ 公民館の使用料の改正（別表5第1号の改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間		
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
日曜日、 土曜日 および 休日	大会議室	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円
	その他の室	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円
その他の 日	大会議室	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円
	その他の室	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円

- オ 生涯学習会館の使用料の改正（別表8の改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後

日曜日、 土曜日 および 休日	大会議室全面	3,900円	4,600円	5,200円	6,200円	6,600円	7,900円
	大会議室半面	1,950円	2,300円	2,600円	3,100円	3,300円	3,950円
	中会議室	790円	940円	920円	1,100円	1,100円	1,300円
	ミーティングルーム 1	390円	460円	390円	460円	520円	620円
	ミーティングルーム 2	390円	460円	520円	620円	660円	790円
	学習室	1,400円	1,600円	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円
	活動交流室	390円	460円	520円	620円	660円	790円
	小会議室	260円	310円	260円	310円	390円	460円
	多目的室	1,400円	1,600円	1,700円	2,000円	2,000円	2,400円
	多目的グラウンド	790円	940円	1,000円	1,200円	—	—
その他 の日	大会議室全面	2,600円	3,100円	3,300円	3,900円	4,400円	5,200円
	大会議室半面	1,300円	1,550円	1,650円	1,950円	2,200円	2,600円
	中会議室	520円	620円	660円	790円	790円	940円
	ミーティングルーム 1	260円	310円	260円	310円	390円	460円
	ミーティングルーム 2	260円	310円	390円	460円	520円	620円
	学習室	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円	1,600円	1,900円
	活動交流室	260円	310円	390円	460円	390円	460円
	小会議室	260円	310円	260円	310円	260円	310円
	多目的室	920円	1,100円	1,100円	1,300円	1,500円	1,800円
	多目的グラウンド	580円	690円	790円	940円	—	—

カ 地域総合センター同和対策集会所の使用料の改正（別表15第1号の改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間		午前・午後	
	午前 9時から 正午まで		午後 1時から 午後 5時まで		午後 5時から 午後10時まで		午前 9時から 午後 5時まで	
	1室につき							
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日 および 休日	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円	2,800円	3,100円
その他	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円	1,210円	1,360円

の日								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

キ 地域総合センター児童センター・遊戯室の使用料の改正（別表15第2号の改正規定関係）

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）		午後5時から午後10時まで（1時間につき）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	420円	470円	490円	550円
その他の日	280円	310円	340円	380円

ク 守山市下之郷史跡公園の使用料の改正（別表16の改正規定関係）

区分	午前		午後		
	午前9時から正午まで（1時間につき）		午後1時から午後5時まで（1時間につき）		
	改正前	改正後	改正前	改正後	
日曜日、土曜日 および休日	多目的室1	240円	360円	240円	360円
	多目的室2	240円	360円	240円	360円
その他の日	多目的室1	160円	240円	160円	240円
	多目的室2	160円	240円	160円	240円

ケ 図書館本の森の使用料の改正（別表17第1号アの改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間		
	午前10時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後7時まで		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
日曜日、土曜日および休日	集会室全面	1,600円	1,920円	3,000円	3,600円	1,600円	1,920円
	集会室半面1	800円	960円	1,500円	1,800円	800円	960円
	集会室半面2	800円	960円	1,500円	1,800円	800円	960円
その他の日	集会室全面	1,000円	1,200円	2,000円	2,400円	1,000円	1,200円
	集会室半面1	500円	600円	1,000円	1,200円	500円	600円
	集会室半面2	500円	600円	1,000円	1,200円	500円	600円

コ 図書館つながる森の使用料の改正（別表17第1号イの改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前10時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後7時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後

日曜日、土曜日および休日	多目的室	2,300円	2,700円	3,000円	3,600円	3,000円	3,600円
	活動室	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,500円	1,800円
	スタジオ	1,350円	1,600円	1,800円	2,000円	1,800円	2,000円
その他の日	多目的室	1,500円	1,800円	2,000円	2,400円	2,000円	2,400円
	活動室	750円	900円	1,000円	1,200円	1,000円	1,200円
	スタジオ	900円	1,000円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円

サ 図書館木もれび広場の使用料の改正（別表17第1号ウの改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間		
	午前10時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後7時まで		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
日曜日、土曜日および休日	ギャラリー	450円	540円	600円	720円	600円	720円
その他の日	ギャラリー	300円	360円	400円	480円	400円	480円

シ 近江妙蓮公園の入園料の改正（別表18第1号の改正規定関係）

区分	入園料（1人1回につき）			
	個人		団体（20人以上）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
大人	220円	300円	160円	200円
小学生、中学生、高齢者 および障害者	110円	150円	60円	100円

ス 近江妙蓮公園妙蓮庵の使用料の改正（別表18第2号の改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	4,200円	5,000円	5,400円	6,400円	6,700円	8,000円
その他の日	2,800円	3,300円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円

セ 守山町公園テニスコート使用料の改正（別表20の改正規定関係）

改正前

区分	午前 6 時から午後 9 時まで (1 コート 1 時間につき)	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	990円	1,400円
その他の日	660円	1,100円

改正後

区分	午前 6 時から午後 9 時まで (1 コート 1 時間につき)	
	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日		1,200円
その他の日		810円
夜間照明施設		520円

ソ 野洲川立入河川公園多目的広場の使用料の改正（別表26の改正規定関係）

区分	午前 8 時30分から午後 5 時まで					
	1 時間につき		1 日につき			
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	芝生	260円	390円	2,080円	3,120円	
	クレー	180円	270円	1,440円	2,160円	
その他の日	芝生	180円	270円	1,440円	2,160円	
	クレー	130円	190円	1,040円	1,520円	

タ 守山市民交流センターの使用料の改正（別表27の改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前 9 時から 正午まで		午後 1 時から 午後 5 時まで		午後 5 時から 午後 10 時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
多目的 ホール	全面 使用	2,600円	3,100円	3,900円	4,600円	6,000円
	半面 使用	1,300円	1,550円	1,950円	2,300円	3,000円
研修室 1 、研修 室 2 、和室 1 、 和室 2 および 会議室(1室に つき)		450円	540円	660円	790円	1,700円
						2,000円

チ 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の環境学習室の使用料の改正（別表38第1号アの改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	1,110円	1,300円	1,480円	1,700円	1,850円	2,200円
その他の日	750円	900円	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円

ツ 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の工作室の使用料の改正（別表38第1号イの改正規定関係）

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	1,110円	1,300円	1,480円	1,700円	1,850円	2,200円
その他の日	750円	900円	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円

テ 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設のキッチンスペースの使用料の改正（別表38第1号ウの改正規定関係）

区分	金額 1時間につき	
	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	250円	300円
その他の日	200円	240円

ト 引用条項の条項ずれの整備を行う。（第2条第30号の改正規定関係）

(3) 学校体育館使用料の改正（第3条関係）

守山中学校柔剣道場および体育館使用に伴う空調使用料の規定を新たに設ける。

ア 中学校体育館 時間区分ごとに1回4,000円（半面使用の場合は半額）

イ 守山中学校柔剣道場 時間区分ごとに1回2,000円（半面使用の場合は半額）

(4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正（第4条関係）

ア 天然芝コート（全面）の使用料の改正（別表第1号の改正規定関係）

区分	午前9時から午後5時まで

		2時間30分まで		2時間30分を超え5時間まで		全日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
土曜日、 日曜日 および 休日	生徒等および障害者等	10,800 円	11,800 円	21,750 円	23,700 円	32,550 円	35,500 円
	アマチュアスポーツに使用する場合	21,750 円	23,700 円	43,500 円	47,400 円	65,250 円	71,100 円
	その他	43,500 円	47,400 円	87,000 円	94,800 円	130,650 円	142,200 円
その他の日	生徒等および障害者等	7,200 円	7,900 円	14,500 円	15,800 円	21,700 円	23,700 円
	アマチュアスポーツに使用する場合	14,500 円	15,800 円	29,000 円	31,600 円	43,500 円	47,400 円
	その他	29,000 円	31,600 円	58,000 円	63,200 円	87,100 円	94,800 円

イ 人工芝Aコートおよび人工芝Bコート使用料の改正（別表第2号の改正規定関係）

区分		午前9時から午後9時まで(1時間につき)							
		1面使用		3／4面使用		2／4面使用		1／4面使用	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
土曜日、 日曜日 および 休日	生徒等および 障害者等	3,300 円	3,600 円	2,890 円	2,700 円	2,470 円	1,800 円	1,650 円	900 円
	アマチュアス ポーツに使用 する場合	6,600 円	7,200 円	5,770 円	5,400 円	4,950 円	3,600 円	3,300 円	1,800 円
	その他	13,200 円	14,400 円	11,550 円	10,800 円	9,900 円	7,200 円	6,600 円	3,600 円
その他の日	生徒等および 障害者等	2,200 円	2,400 円	1,930 円	1,800 円	1,650 円	1,200 円	1,100 円	600 円
	アマチュアス ポーツに使用 する場合	4,400 円	4,800 円	3,850 円	3,600 円	3,300 円	2,400 円	2,200 円	1,200 円
	その他	8,800 円	9,600 円	7,700 円	7,200 円	6,600 円	4,800 円	4,400 円	2,400 円

ウ 夜間照明施設使用料の改正（別表第3号の改正規定関係）

区分	1面使用	3／4面使用	2／4面使用	1／4面使用
----	------	--------	--------	--------

		改正 前	改正 後	改正 前	改正 後	改正 前	改正 後	改正 前	改正 後
人工芝 A コート		3,900 円	4,200 円	2,930 円	3,200 円	1,950 円	2,100 円	980 円	1,000 円
人工芝 B コート	減点灯	3,900 円	4,200 円	2,930 円	3,200 円	1,950 円	2,100 円	980 円	1,000 円
	全点灯	5,700 円	6,200 円	—	—	—	—	—	—

エ クラブハウス使用料の改正（別表第4号の改正規定関係）

区分	午前9時から 午後1時まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時30分まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
	会議室	720円	790円	720円	790円	1,400円
サロン室	2,800円	3,000円	2,800円	3,000円	4,200円	4,600円

(5) 大庄屋諏訪家屋敷の設置および管理に関する条例の一部改正（第5条関係）

大庄屋諏訪家屋敷貸室の使用料の改正（別表第2号の改正規定関係）

区分	午前 (午前9時から 正午まで)		午後 (午後1時から 午後5時まで)		夜間 (午後5時から 午後10時まで)		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
	日曜日、土曜日および休日	主屋1	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,900円
その他の日	主屋2	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,900円	2,200円
	書院	2,700円	3,200円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円
	茶室	2,700円	3,200円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円
	主屋1	750円	900円	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円
	主屋2	750円	900円	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円
	書院	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円	3,000円	3,600円
	茶室	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円	3,000円	3,600円

(6) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正（第6条関係）

ア 一般廃棄物処分業および収集運搬業の許可等の申請手数料の改正（第25条の改正

規定関係)

(ア) 一般廃棄物収集運搬業の許可にかかる申請手数料を10,000円から11,300円に改める。

(イ) 一般廃棄物処分業の許可にかかる申請手数料を10,000円から11,300円に改める。

(ウ) 淨化槽清掃業の許可にかかる申請手数料を10,000円から11,300円に改める。

(エ) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新にかかる申請手数料を10,000円から11,300円に改める。

(オ) 一般廃棄物処分業の許可の更新にかかる申請手数料を10,000円から11,300円に改める。

(カ) 一般廃棄物処分業および収集運搬業の許可証の再交付かかる申請手数料を3,300円から3,800円に改める。

イ 一般廃棄物処理手数料の改正（別表の改正規定関係）

区分		金額	
		改正前	改正後
搬入 手数料	犬猫等の死体	6,000円	7,100円
収集 手数料	(1台につき)	特定家庭用機器 テレビジョン受信機	3,100円
		電気冷蔵庫および電気冷凍庫	5,200円
		ユニット型エアコンディショナー	4,500円
		電気洗濯機および衣類乾燥機	2,200円
			7,100円
			5,800円
			5,000円
			2,400円

(7) もりやまフルーツランドの設置および管理に関する条例の一部改正（第7条関係）

産地形成促進施設およびふれあい広場の使用料の改正（別表の改正規定関係）

区分	金額	
	改正前	改正後
産地形成促進施設	年額 270,000円	年額 405,000円
ふれあい広場	1日 800円	1日 1,200円

(8) 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正（第8条関係）

歴史文化まちづくり館の利用料の改正（別表の改正規定関係）

区分	午前 (午前9時から 正午まで)		午後 (午後1時から 午後5時まで)		夜間 (午後5時から 午後10時まで)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後

日曜日、 土曜日お よび国民 の祝日に 関する法 律（昭和 23年法律 第178号） に規定す る休日	南 蔵	壱階	1,600円	1,900円	2,000円	2,400円	2,700円	3,200円
		調理室	360 円	430 円	530 円	630 円	720 円	860 円
		弐階	360 円	430 円	530 円	630 円	720 円	860 円
	東蔵		530 円	630 円	720 円	860 円	900 円	1,000 円
	和室		530 円	630 円	720 円	860 円	900 円	1,000 円
	その他の 日	南 蔵	壱階	1,000 円	1,200円	1,400円	1,600円	1,700円
			調理室	240 円	280 円	360 円	430 円	480 円
			弐階	240 円	280 円	360 円	430 円	480 円
		東蔵		360 円	430 円	480 円	570 円	600 円
		和室		360 円	430 円	480 円	570 円	600 円

(9) 守山市都市公園条例の一部改正（第9条関係）

ア 守山市民スポーツ広場の利用料の改正（別表第4第1項第1号アの改正規定関係）

区分	午前6時から午後6時まで 1コーナー1時間につき		午後6時から午後9時まで (夜間照明施設の使用を含む。) 1コーナー3時間につき			
	改正前	改正後	3時間以内の利用の場合		4時間の利用の場合	
			改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	190円	250円	3,300円	4,100円	4,400円	5,400円
その他の日	140円	170円	2,200円	2,700円	2,940円	3,600円

イ 守山市民スポーツ広場の備品利用料の改正（別表第4第1項第1号イの改正規定関係）

放送設備一式	金額	
	改正前	
	1時間につき	190円
	1時間につき	230 円

ウ 守山市民体育館アリーナの利用料の改正（別表第4第1項第2号アの改正規定関係）

区分			午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間につき		午後 5 時から 午後 10 時まで 1 時間につき	
			改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日お よび休日	入場料等を徴収しな い場合	全面 使用	2,400 円	2,800 円	4,200 円	4,900 円
		半面 使用	1,200 円	1,400 円	2,100 円	2,450 円
	入場料等 を徴収す る場合	1 人につ き 1,000 円以下の 場合	全面 使用	26,100 円	32,500 円	37,900 円
		半面 使用	13,050 円	16,250 円	18,950 円	22,700 円
		1 人につ き 1,000 円を超え る場合	全面 使用	33,500 円	40,800 円	48,100 円
		半面 使用	16,750 円	20,400 円	24,050 円	28,500 円
	入場料等を徴収しな い場合	全面 使用	1,600 円	1,900 円	2,800 円	3,300 円
		半面 使用	800 円	950 円	1,400 円	1,650 円
	入場料等 を徴収す る場合	1 人につ き 1,000 円以下の 場合	全面 使用	17,400 円	21,700 円	24,700 円
		半面 使用	8,700 円	10,850 円	12,350 円	15,150 円
		1 人につ き 1,000 円を超え る場合	全面 使用	21,800 円	27,200 円	32,100 円
		半面 使用	10,900 円	13,600 円	16,050 円	19,000 円

区分	改正前	改正後
冷房設備の利用料金（1 時間）	7,200 円	8,900 円
暖房設備の利用料金（1 時間）	11,000 円	13,700 円

エ 守山市民体育館多目的アリーナの利用料の改正（別表第4第1項第2号イの改正規定関係）

区分		午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間につき		午後 5 時から 午後 10 時まで 1 時間につき	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜 日、土 曜日お よび休 日	入場料等を徴収 しない場合	全面使用	1,500 円	1,800 円	2,000 円
		半面使用	750 円	900 円	1,000 円
	入場料等を徴収 する場合	全面使用	2,400 円	2,500 円	3,300 円
		半面使用	1,200 円	1,250 円	1,650 円
その他 の日	入場料等を徴収 しない場合	全面使用	1,000 円	1,200 円	1,400 円
		半面使用	500 円	600 円	700 円
	入場料等を徴収 する場合	全面使用	1,400 円	1,700 円	1,900 円
		半面使用	700 円	850 円	950 円

区分	改正前	改正後
冷暖房設備の利用料金（1時間）	1,000円	1,500円

オ 守山市民体育館弓道場の利用料の改正（別表第4第1項第2号ウの改正規定関係）

区分		午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間につき		午後 5 時から 午後 10 時まで 1 時間につき	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日およ び休日	貸切使用	900 円	1,100 円	1,200 円	1,500 円
	個人使用	170 円	210 円	250 円	280 円
その他の中日	貸切使用	600 円	740 円	840 円	1,000 円
	個人使用	120 円	140 円	160 円	190 円

カ 守山市民体育館会議室・選手控室の利用料の改正（別表第4第1項第2号エの改正規定関係）

区分		午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間につき		午後 5 時から 午後 10 時まで 1 時間につき	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	会議室A	160 円	190 円	290 円	360 円
	会議室B	160 円	190 円	290 円	360 円

	会議室C	90 円	110 円	140 円	170 円
	選手控室	160 円	190 円	290 円	360 円
その他の日	会議室A	130 円	160 円	180 円	220 円
	会議室B	130 円	160 円	180 円	220 円
	会議室C	70 円	80 円	100 円	120 円
	選手控室	130 円	160 円	180 円	220 円

キ 守山市民体育館備品の利用料の改正（別表第4第1項第2号才の改正規定関係）

備品	金額 1時間につき	
	改正前	改正後
電光掲示板一式	280 円	340 円
放送設備一式	190 円	230 円
移動スピーカー一式（付帯設備を含む。）	140 円	170 円
移動ステージ一式（踏台、演台および花台を含む。）	140 円	170 円

ク 守山市民運動公園テニスコートの利用料の改正（別表第4第1項第3号の改正規定関係）

改正前

区分	日曜日、土曜日 および休日	その他の日
テニスコート 午前6時から午後6時まで 1コート1時間につき (照明施設を使用する場合1コート1時間につき)	990円 (1,400円)	660円 (1,100円)
	1,400円	1,100円
大会本部等設置用物見台	1日につき	2,200円

改正後

区分	日曜日、土曜日 および 休日	その他の日
テニスコート (1コート1時間につき)	1,200円	810円
夜間照明施設 (1コート1時間につき)		520円
大会本部等設置用物見台 (1日につき)		2,700円

ケ 市民球場の球場利用料の改正（別表第4第1項第4号アの改正規定関係）

区分		午前6時から午後5時まで 1時間につき	
		改正前	改正後
日曜日、土曜日 月および休日	全面	3,300円	4,000円
	外野（人工芝部分）	2,300円	2,700円
その他の日	全面	2,200円	2,700円
	外野（人工芝部分）	1,500円	1,800円

コ 市民球場の会議室等利用料の改正（別表第4第1項第4号イの改正規定関係）

区分		午前9時から午後5時まで 1時間につき	
		改正前	改正後
会議室	日曜日、土曜月および休日	330円	400円
	その他の日	220円	270円
役員室・審判員室・審判更衣室	日曜日、土曜月および休日	550円	610円
	その他の日	330円	410円
更衣室・シャワー室		160円	190円
冷暖房設備		100円	120円

サ 市民球場の設備・備品利用料の改正（別表第4第1項第4号ウの改正規定関係）

区分		金額 1時間につき	
		改正前	改正後
スコアボード一式	グラフィック使用	1,100円	1,300円
	グラフィック未使用	550円	680円
放送器具一式		260円	320円
審判用具一式		70円	80円

シ 守山市民運動公園ソフトボール場の利用料の改正（別表第4第1項第5号の改正規定関係）

改正前

区分	午前6時から午後9時まで 1時間につき	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	490円	1,870円

その他の日	340円	1,240円
-------	------	--------

改正後

区分	午前6時から午後9時まで 1時間につき
日曜日、土曜日および休日	630円
その他の日	420円
夜間照明施設	1,400円

ス もりやま芦刈園の入園料の改正（別表第4第2項の改正規定関係）

区分	入園料（1人1回につき）			
	個人		団体（20人以上）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
大人	200円	300円	150円	200円
小学生、中学生、高齢者 および障害者	100円	150円	50円	100円

セ 美崎公園パークセンターの利用料の改正（別表4第3項第2号の改正規定関係）

区分	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
体験・学習室	日曜日、土曜日 および休日	1,900円	2,200円	2,400円	2,800円	3,300円	3,900円
	その他の日	1,400円	1,600円	1,600円	1,900円	2,000円	2,400円

ソ 美崎公園キャンプ場の利用料の改正（別表4第3項第3号の改正規定関係）

区分	1区画当たり			
	改正前		改正後	
宿泊キャンプ	午後3時から午前10時まで		3,100円	4,600円
日帰りキャンプ	午前10時から午後3時まで		660円	990円

タ 環境学習都市宣言記念公園の多目的ホールの利用料の改正（別表4第4項第1号エの改正規定関係）

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき		午後5時から午後10時まで 1時間につき		
	改正前	改正後	改正前	改正後	
日曜日、土曜日 および休日	全面使用	990円	1,400円	1,300円	1,900円
	半面使用	490円	730円	650円	970円
その他の日	全面使用	660円	990円	930円	1,300円

半面使用	330円	490円	460円	690円
------	------	------	------	------

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行し、同日以後の使用等に係る使用料および手数料から適用する。ただし、(1)（第1条関係）については公布の日から、(3)（第3条関係）については令和8年6月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に改正前の守山市使用料および手数料条例の規定に基づき徴収した使用料または手数料（同日以後の使用等に係るものに限る。）は、この条例による改正後の守山市使用料および手数料条例の規定に基づく使用料または手数料の内払とみなす。

守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例案（議第39号関係）の説明について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正による特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、既存の本市条例を全部改正しようとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準は、国が示す基準どおりとする。（第1条および第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行する。（付則関係）